

港区長の退職手当の特例に関する条例（新規）

本案は、現区長の退職手当を減額するものです。

【条例の内容】

現区長に限り、支給される退職手当の額を2割減額します。

※試算例：区長1期4年の退職手当（令和7年2月時点の給料月額から算定）  
2,286万4,876円－457万2,975.2円（2割減額）  
＝1,829万1,900円（減額後退職手当額（端数切捨て））

【施行期日】

公布の日